第４回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

＜事業報告＞

●会社の新株予約権等に関する事項

●業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

＜連結計算書類＞

●連結株主資本等変動計算書

●連結注記表

＜計算書類＞

●株主資本等変動計算書

●個別注記表

マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/Top.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1 ● 業務の適正を確保するための体制

当社では業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下のとおり基本方針を定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等の遵守が企業活動の前提であるとの認識のもと、取締役は当社並びに当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努める。取締役は、「取締役会規程」その他の関連規則に基づき月1回定例開催される取締役会に出席し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
(2) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。実施にあたってはコンプライアンス部を所管部署とする。
(3) 反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、グループ全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不正、不当な要求に応じない旨を徹底する。
(4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
(5) 内部監査を担当する内部監査室は、法令等の遵守状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。
(6) 当社並びに当社グループ各社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を設置・運営する。その運営についてはコンプライアンス部がモニタリングする。
(7) 監査役は当社並びに当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を取締役会に求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制を確立するため、「リスクマネジメント規程」を定めるとともに、各種のリスクの予防を行うコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理の推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取締役会、グループ経営会議に報告する。
(2) リスク発生の際の対策本部設置・情報管理等迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、二次損害の拡大、再発の防止を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、月1回の定例開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また事前にグループ経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
(2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分担規程」及び「職務権限規程」等に基づき、役割分担や指揮命令関係等を通じて職務の効率的な遂行を図る。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ経営理念をグループ会社全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。重要事項については、直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、重要事項について当社の承認または当社への報告を求めることで当社が適切に経営管理を行う。
(2) 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社の管理並びに必要に応じてモニタリングを行う。
(3) 当社の取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
(4) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、グループ各社にも必要に応じて内部監査を実施する。また、グループ会社が実施した内部監査については、当該報告書の写しの提出を受けモニタリングを行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)　監査役から求めがある場合、当社使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の人事考課は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立性を確保する。
(2)　当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)　取締役及び使用人は、監査役の求めにより、当社並びに当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
内部監査室の行った内部監査結果や「公益通報者保護規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
(2)　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
(3)　取締役及び使用人等が監査役に報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　監査役が当社並びに当社グループの業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査室から内部監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査室に対して調査を求めることができる。監査役は内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
(2)　代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当社並びに当社グループの対処すべき課題などにつき意見交換を行い顧問弁護士等との連携を図れるよう協力する。
(3)　監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払う。

2● 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社での上記の基本方針に基づく当事業年度での運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役等の職務遂行が法令及び定款に適合すること（コンプライアンス体制）の運用状況

当社及び当社グループは、法令遵守に加え社会倫理に基づいた行動について定めた「マクニカ・富士エレ ホールディングス　企業行動憲章」を2015年11月に取締役会で決定しグループ全社に適用しています。
(https://www.macfehd.co.jp/company/mfway.html)
当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項、報告事項などの意思決定ルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を毎月１回開催し取締役、監査役が出席しています。
またグループ会社においても内部監査を実施し、その状況は当社内部監査室に報告され、当社内部監査室より取締役会及び監査役会に報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では文書管理規程に基づき、取締役会議事録などの書類を適切に保存しております。

③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループ全般に係るリスク管理状況は、当社のリスクマネジメント規程に基づきコンプライアンス部が取りまとめのうえ、半期毎に開催されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で報告されています。
災害発生時には、社長を最高責任者とする災害対策本部の設置を定め、二次災害の発生を防ぐ体制としています。

④　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役を含む取締役間、関係する従業員とは、個別の案件につき適宜意見交換を行っております。

当社は取締役会と同日にグループ経営会議を毎月開催しており、グループ経営会議規程に基づく重要案件は事前にグループ経営会議で審議を行ったうえで取締役会の決議を行う体制としております。

⑤　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ全社の経営方針として「ミッション」「ビジョン」「バリュー」を制定し、これを適用しております。また、グループ会社管理規程により、グループ会社の重要事項は当社への報告もしくは当社の承認が必要とされており、グループ経営会議、取締役会で審議を行っております。

⑥　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は適宜意見交換を行っております。

常勤監査役は取締役会への出席の他、グループ経営会議等の重要会議にも出席し、監査役会を通じて各監査役との連携をとっております。

また内部監査室より四半期ごとに内部監査結果の報告を受け、会計監査人とは四半期ごとの定例報告会に加え連絡会等を随時行うことで、監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）　　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,888	47,468	61,322	△349	122,329
当期変動額					
剰余金の配当			△3,610		△3,610
親会社株主に帰属する当期純利益			8,883		8,883
連結範囲の変動			996		996
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				75	75
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△69			△69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△69	6,269	74	6,274
当期末残高	13,888	47,398	67,591	△274	128,604

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	135	355	2,819	△31	3,279	2,603	128,213
当期変動額							
剰余金の配当							△3,610
親会社株主に帰属する当期純利益							8,883
連結範囲の変動							996
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							75
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22	△442	944	△22	501	409	911
当期変動額合計	22	△442	944	△22	501	409	7,186
当期末残高	158	△87	3,764	△54	3,781	3,013	135,399

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社は、次の31社であります。

㈱マクニカ
富士エレクトロニクス㈱
マクニカネットワークス㈱
MACNICA HONG KONG, LIMITED
MACNICA ASIA PACIFIC PTE LTD
MACNICA SHANGHAI, LIMITED
MACNICA CYTECH LIMITED
MACNICA GALAXY INC.
MACNICA CHUNGJU CO., LTD.
MACNICA (THAILAND) CO.,LTD
FUJI ELECTRONICS AMERICA,INC.
FUJI SEMICONDUCTORS CO.,LTD
その他　19社

なお、FUJI ELECTRONICS AMERICA,INC.及びFUJI SEMICONDUCTORS CO.,LTDは重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めており、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱エルセナは㈱マクニカに吸収合併され消滅しましたので、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社は、15社であります。

主要な非連結子会社の名称
FUJI ELECTRONICS SHANGHAI CO.,LTD.

（3）非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用関連会社の数は、次の２社であります。

CROWDANALYTIX SOLUTIONS PRIVATE LIMITED及びその子会社１社

なお、㈱マクニカが当連結会計年度に新たにCROWDANALYTIX SOLUTIONS PRIVATE LIMITEDの株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めることになりました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用していない非連結子会社15社（FUJI ELECTRONICS SHANGHAI CO.,LTD.他）及び関連会社１社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。ただし、当社の関係会社が投資事業組合等を管理運営している場合は、当該組合等の損益項目の持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

在外連結子会社は見積耐用年数に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　３年～61年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（３年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、主として発生年度に全額を費用処理しております。

なお、一部の連結子会社における数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

② 重要な外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社の決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の評価を省略しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却をしております。ただし、金額的に重要性がない場合には発生年度に一括償却しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」(前連結会計年度671百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第５号　2018年３月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　8,040百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普　通　株　式　　62,812,957株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当金額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月26日定時株主総会	普通株式	2,040	32.50	2018年３月31日	2018年６月27日
2018年10月29日取締役会	普通株式	1,569	25.00	2018年９月30日	2018年12月４日

配当金の総額には、株式付与ESOP信託口に対する配当金９百万円及び５百万円が含まれております。

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2019年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　　1,569百万円
② １株当たり配当額　　25.00円
③ 基準日　　2019年３月31日
④ 効力発生日　　2019年６月26日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。また、配当金の総額には、株式付与ESOP信託口に対する配当金５百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理マニュアルに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債権について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務について先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金(原則として３年以内)は、主に営業取引に係る資金調達です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引につきましては、取引権限等を定めたデリバティブ取引要領に基づき経営会議で基本方針を承認し、これに従い経理財務部が取引を行っております。月次の取引実績は、経理財務部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引要領に準じて、管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,217	14,217	－
(2) 受取手形及び売掛金	102,340	102,340	－
(3) 未収入金	23,952	23,952	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	780	780	－
(5) 支払手形及び買掛金	31,898	31,898	－
(6) 短期借入金	73,891	73,891	－
(7) 長期借入金（※１）	10,205	10,205	0
(8) デリバティブ取引（※２）	(337)	(337)	－

（※１）１年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

これらの時価については、先物為替相場によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式等	6,229
投資事業組合等への出資	193
非上場株式	354

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　2,115円96銭

1株当たり当期純利益　142円03銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）　　（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	13,888	6,388	57,351	63,739
当期変動額				
剰余金の配当				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	13,888	6,388	57,351	63,739

（単位：百万円）

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	4,231	4,231	△349	81,510	81,510
当期変動額					
剰余金の配当	△3,610	△3,610		△3,610	△3,610
当期純利益	4,005	4,005		4,005	4,005
自己株式の取得		－	△0	△0	△0
自己株式の処分		－	75	75	75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－		－	－
当期変動額合計	394	394	74	469	469
当期末残高	4,626	4,626	△274	81,979	81,979

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第５号　2018年３月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短 期 金 銭 債 権	264百万円
短 期 金 銭 債 務	5百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営　業　収　益	4,548百万円
営　業　費　用	32百万円
営業取引以外の取引高	136百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式	247,566株

（注）自己株式には株式付与ESOP信託口が取得した当社株式229,214株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因

未払事業税及び未払事業所税であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マクニカ	11,194	所有直接100.0	兼任6名	資金の支援	資金の貸付（注）	1,586	関係会社短期貸付金	37,210
	富士エレクトロニクス㈱	4,835	所有直接100.0	兼任3名	資金の支援	資金の借入及び寄託（注）	908	関係会社預り金	11,442
	マクニカネットワークス㈱	300	所有間接100.0	兼任1名	資金の支援	資金の借入及び寄託（注）	291	関係会社預り金	13,139
	マクニカソリューションズ㈱	100	所有間接100.0	－	資金の支援	資金の借入及び寄託（注）	23	関係会社預り金	1,167

（注）資金の貸付又は借入及び寄託についてはCMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引金額が含まれており、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,310円30銭
１株当たり当期純利益	64円04銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。